

平成 29 年度 森林整備と財源のあり方検討委員会 資料集

○ 第 3 回会議資料

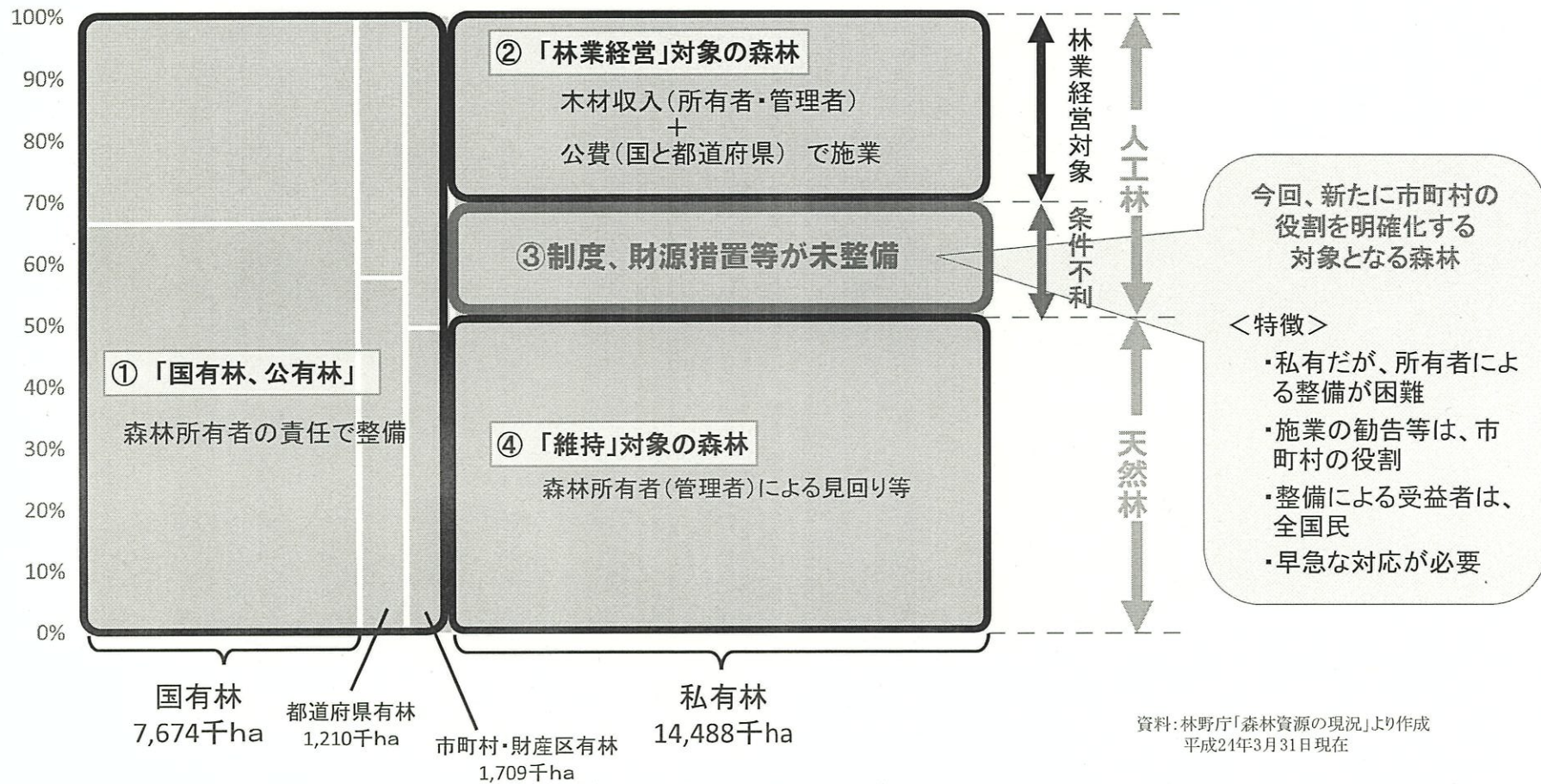
- ・ 新たな仕組みの対象となる森林のイメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・ 温室効果ガスに関する国際公約と私有林の間伐必要面積・・・・・・・・・・・・ 2
- ・ 森林の将来の姿（多様で健全な森林への誘導）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ・ 条件不利地における間伐実施の必要量（粗い計算）・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ・ 議論する上での前提となる考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

○ 第 4 回会議資料

- ・ 条件が不利な経済林について（国の取扱い）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- ・ 生産森林組合、記名共有林、財産区有林について・・・・・・・・・・・・・・ 10
- ・ 広葉樹（里山、ブナ林等）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- ・ 公的関与が必要な森林施業の対象をどう考えるか・・・・・・・・・・・・・・ 12
- ・ 財源のあり方に係る議論のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

新たな仕組みの対象となる森林のイメージ

- 条件不利地においては、現在の制度のもとで森林所有者等による自発的な施業のみに期待するのは限界。
- 森林の有する公益的機能が引き続き発揮されるためには、新たに市町村の役割を明確化し、公的主体による関与を強化する必要。



温室効果ガスに関する国際公約と私有林の間伐必要面積

■ 温室効果ガスに関する国際公約と育成林の間伐必要面積

- 2020年度の我が国の森林吸収量目標を達成するためには、2013～2020年までの8年間について、**年平均52万ha**の間伐を実施する必要。
 - また、2030年度において、我が国の約束草案で定めた森林吸収量を確保するためには、**2020年までに上記の間伐が実施されたことを前提として、2021～2030年において年平均45万ha**の間伐を実施する必要。
- この間伐量のうち、**私有林については、当面、年30万ha程度の間伐を実施する必要**

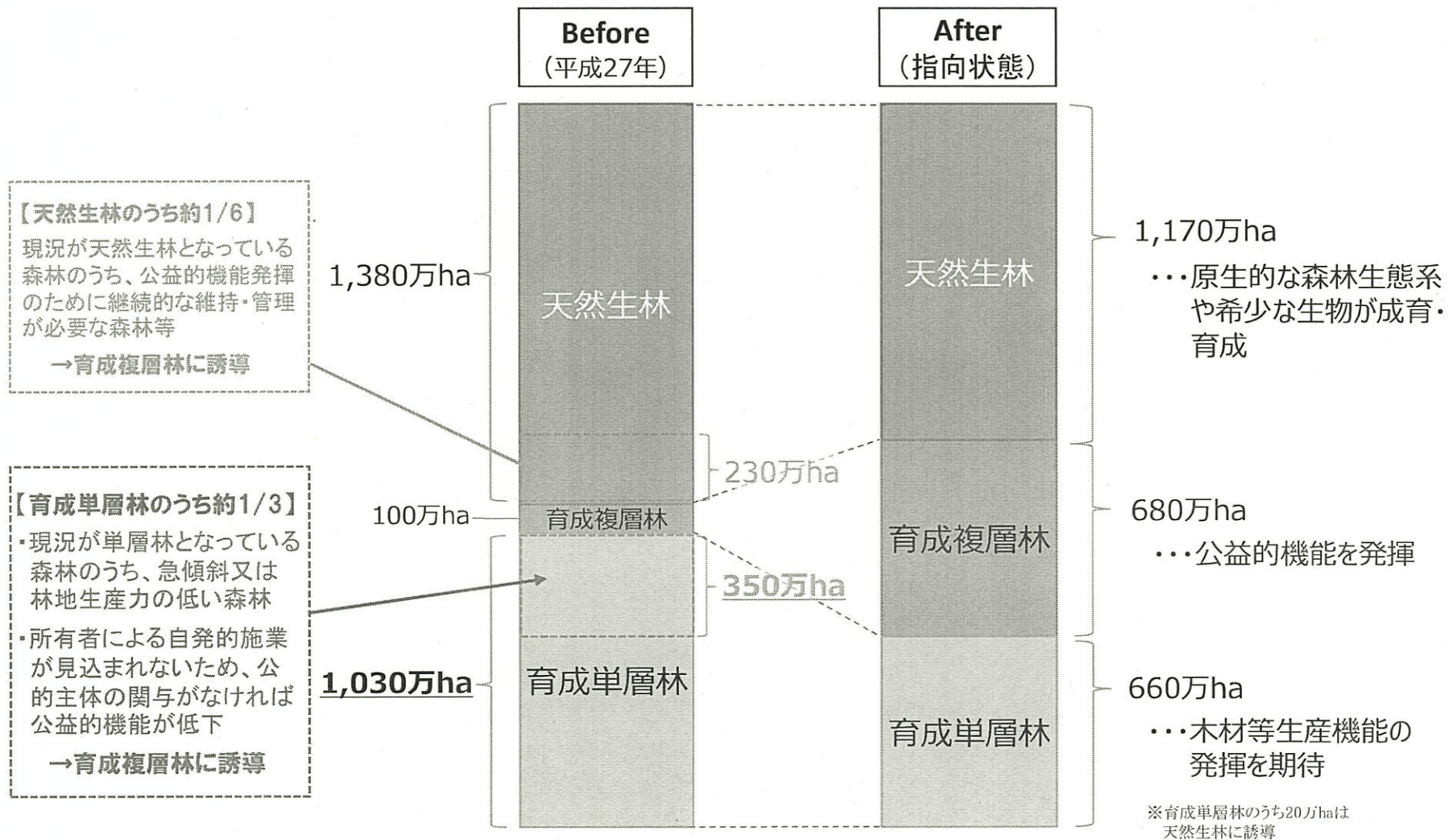
		京都議定書	パリ協定
		第2約束期間 2013～20年	2021年～
間伐の必要面積		52万ha／年	45万ha／年 ※2021～2030年までの10年間の平均
うち私有林における 間伐必要面積		30万ha程度／年 ※2013～2015年度の私有林における間伐実績は平均約27万ha	

森林の将来の姿(多様で健全な森林への誘導)
 ~「森林・林業基本計画」(平成28年5月閣議決定)より~

第3回資料

林野庁作成資料

将来的に望ましい森林の姿を実現するために、育成単層林のうち約1/3については、長期的に育成複層林へ誘導。



条件不利地における間伐実施の必要量(粗い試算)

①温室効果ガスに関する国際約束

温室効果ガス削減目標の設定に当たっては、我が国の人工林の齢級構成に鑑みて、**私有林において年間30万ha程度**の間伐を実施することを前提としている。

②森林の将来の姿

「森林・林業基本計画」(平成28年5月閣議決定)においては、現況が単層林となっている森林のうち、急傾斜又は林地生産力の低い**約1/3**の森林について、公益的機能の確保等の観点から、育成複層林に誘導する目標を掲げている。

私有林のうち条件不利地における間伐必要面積

$$30\text{万ha程度} \times \text{約}1/3 = \underline{\underline{10\text{万ha程度/年}}}$$

- ・これまでは、森林所有者による自発的な施業を基本としてきたため、条件不利地における間伐は進展せず。
- ・比較的条件の良い私有林における間伐を先行的に実施してきたものの、近年においては、必要な量の間伐を行えていない状況。
- ・今後、これまで実施できていなかった分も含めて、条件不利地における間伐を進めていく必要。

既存の枠組みの活用により引き続き条件の良い森林の整備を進めることに加えて、**自発的な林業活動が見込まれない条件不利地の森林についても、公的管理を強化することにより、当面、年平均で10数万ha程度の間伐を実施していくことが必要。**

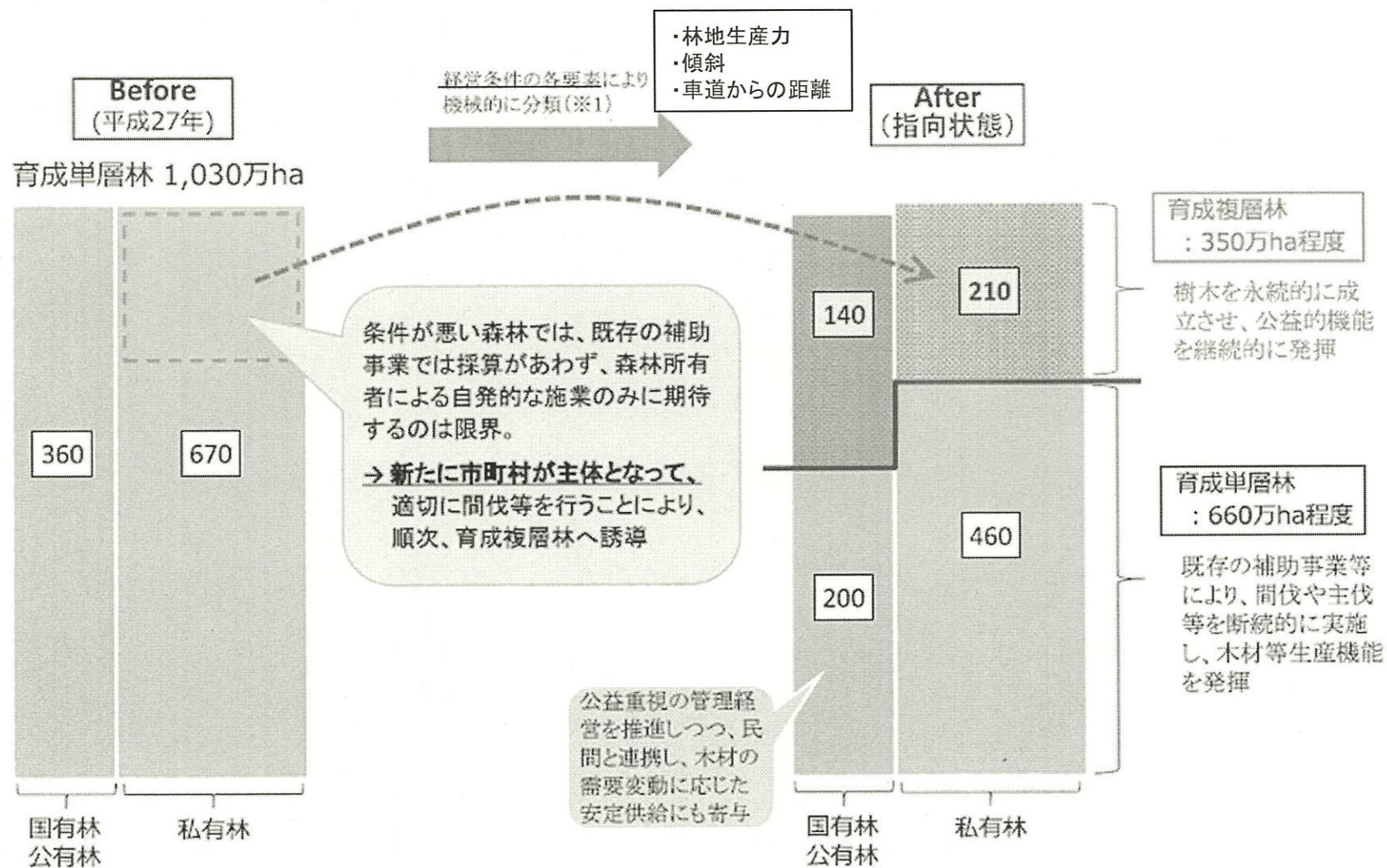
【 議論する上での前提となる考え方 】

(1) 森林の将来の姿 (国のイメージ)

資料: 第5回国検討会資料
(森林吸収源対策税制に関する検討会)

林野庁作成資料
(抜粋・加筆)

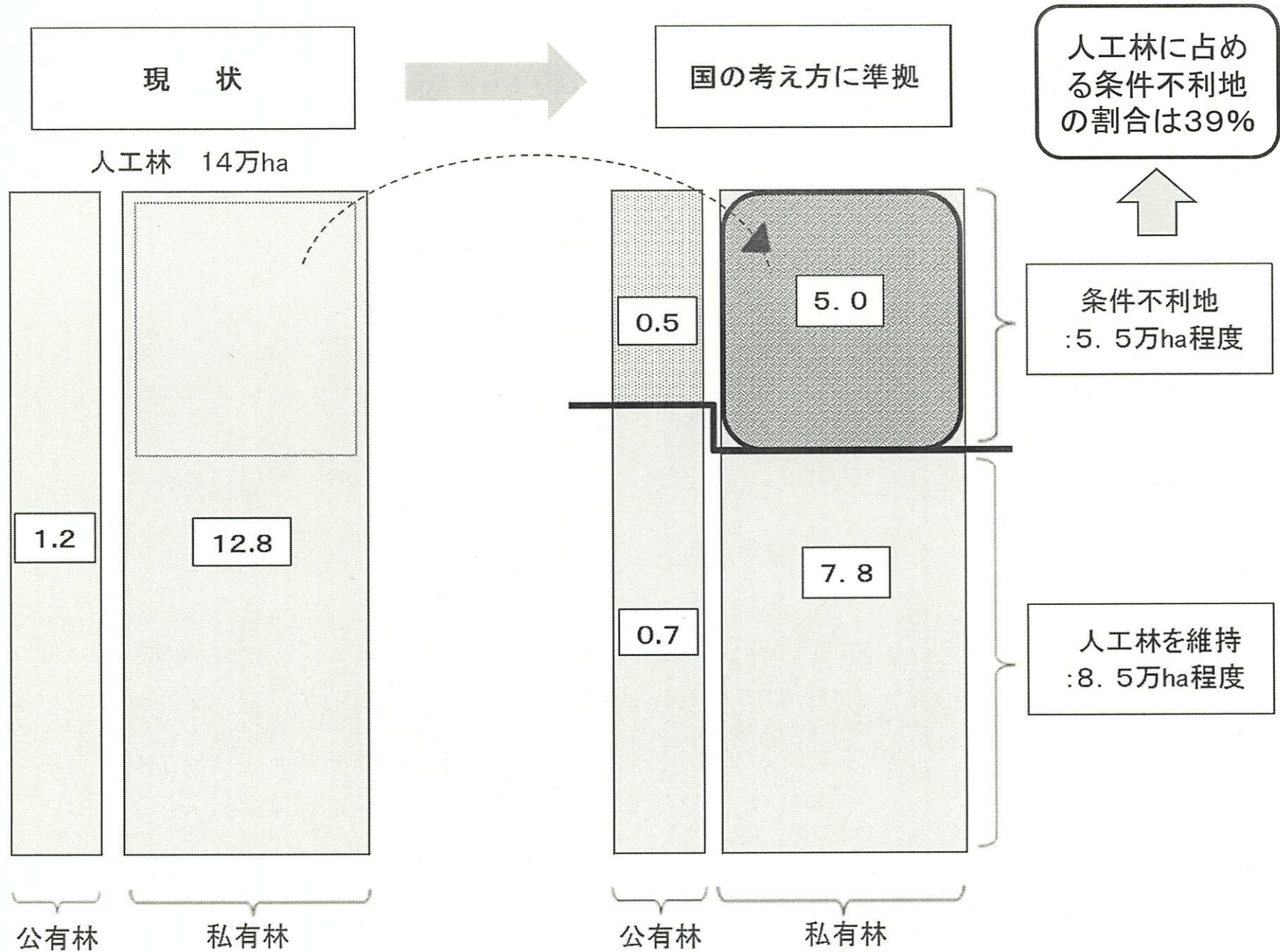
「森林・林業基本計画」(平成28年5月閣議決定)による森林の将来の姿



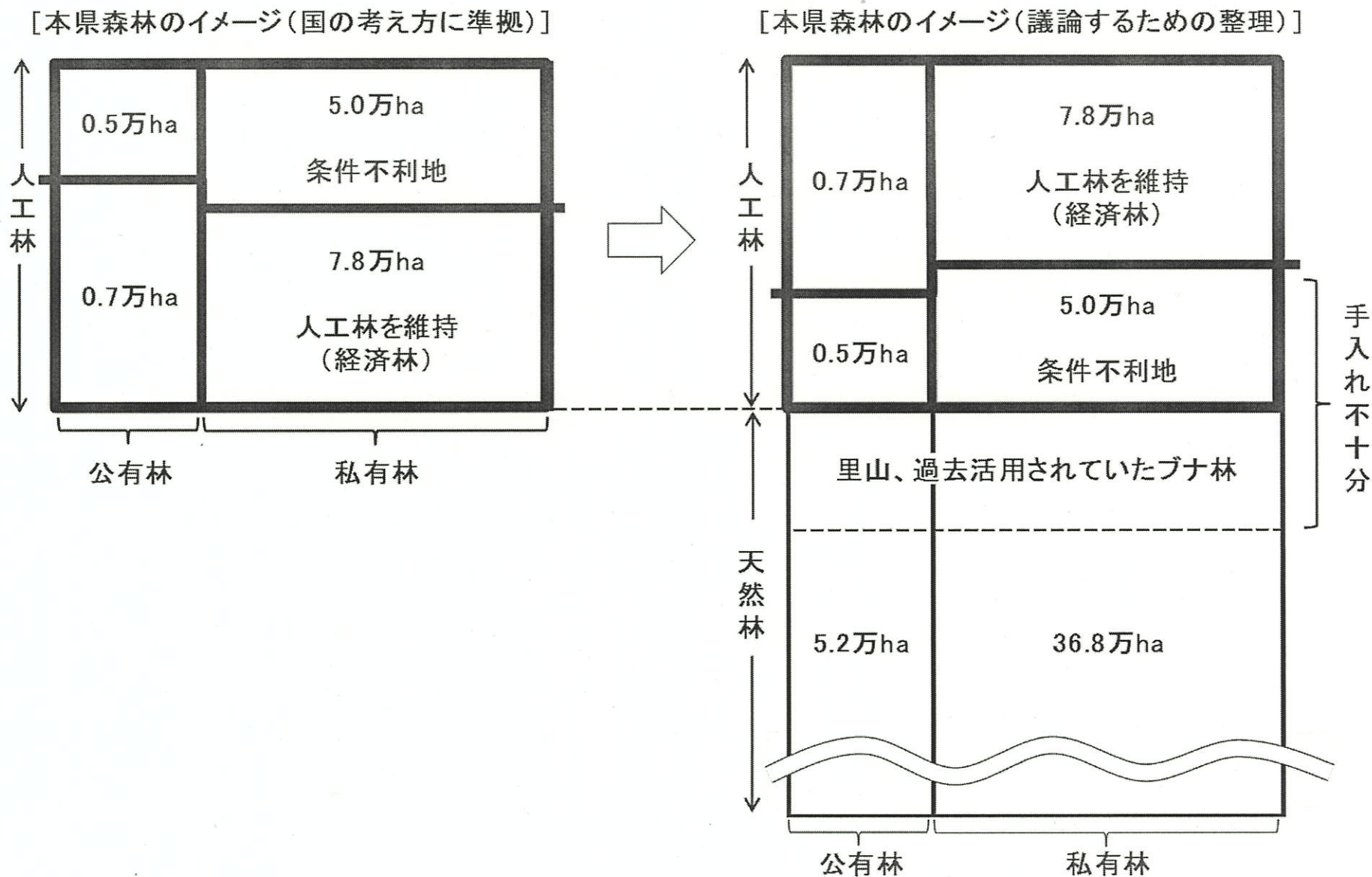
※1 育成複層林へ誘導する森林の量は、林地生産力(高/中/低)、傾斜(15度以下/15~30度/30~35度/35度以上)、車道からの距離(1km以下/1kmより遠い)の各要素により、全国的なサンプル調査から算出したもの。

※2 育成単層林から天然生林へ移動する20万haが別途存在(国、公有林)

(2) 本県の森林のイメージ (経営条件の要素による区分)



(4) 人工林のみでなく、天然林も対象に議論



<条件が不利な経済林について（国の取扱い）>

【考え方】

国は、施業の対象(集材の範囲)を車道からの距離300m以内と考えている。

【参考】

「森林・林業基本計画 関係資料」(平成28年5月 林野庁)より

路網整備の考え方

○基本的な考え方

- ・林地生産力が比較的高い林分等については、森林施業を積極的に実施することを前提として、効率的な施業に必要な路網を整備

○路網整備水準の考え方

- ・車両系を主体とする作業システムについては、作業ポイントからの最遠集材距離が200m程度となるよう整備
- ・架線系を主体とする作業システムについては、最遠集材距離が300m以下となるよう整備

＜生産森林組合、記名共有林、財産区有林について＞

形態		定義	団体数	面積 (ha)		
				人工林	天然林等	
私有林	生産森林組合 所有林	・組合員が森林経営を目的として設立した 協同組合(生産森林組合)が所有する森林	174	51,605	5,102	46,503
	記名共有林	・地域住民等で構成される集団が所有する 森林	※1	48,778	4,172	44,606
公有林	財産区有林	・市町村の一部(財産区)が所有する森林	約50 ※2	6,110	955	5,155

出典：林政課「平成27年度新潟県内森林組合の現状」、治山課「平成27年度地域森林計画書」

※1 一人が複数の共有林に含まれたり、同じ共有林でも登記簿上の代表者が異なる等、まとまりを特定出来ないため集計不可。

※2 同じ財産区でも登記簿上の名称が異なる等、正確な数字の特定が困難。

<広葉樹（里山、ブナ林等）について>

【設定条件の考え方】

森林の混み具合を示す収量比数(Ry)※に着目し、 $Ry=0.8$ 以上の森林を対象としてはどうか

※収量比数(Ry)

- ・森林内に存在する木の本数が適正であるかを判断するために用いる指標。最も混んだ状態を $Ry=1.0$ とする。
- ・広葉樹(ブナ)の場合、 $Ry=0.8$ 以上になると過密であり、間伐が必要と判断される。
(「新潟県におけるブナ林二次林の施業指針(新潟県林業改良協会)」より)

【対象面積の算定】

新潟県が実施した森林資源モニタリング調査において、高木性広葉樹の森林が $Ry=0.8$ 以上と判定された割合で推計

森林資源モニタリング調査の結果

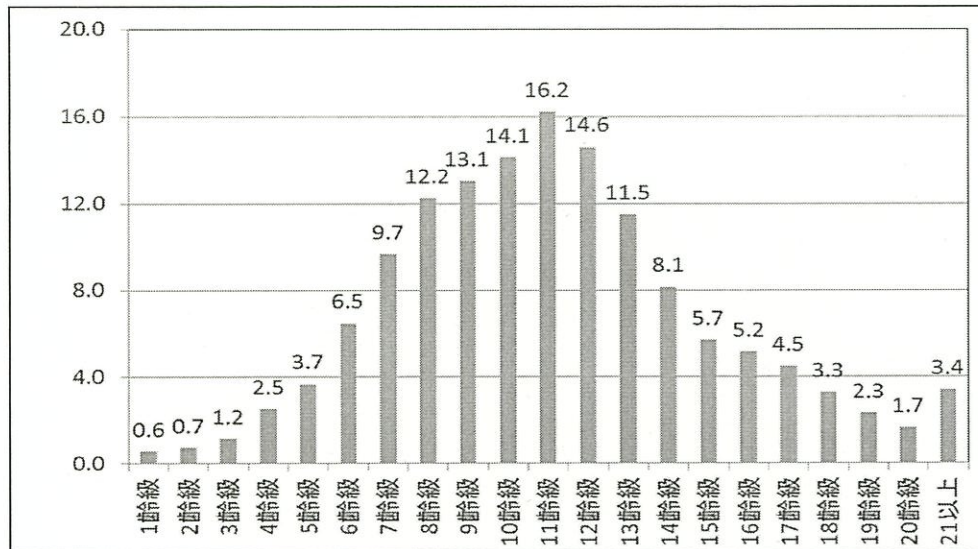
- ・高木性広葉樹林の箇所数141(①)、うち収量比数 $Ry=0.8$ 以上であった箇所数16(②)

よって、本県の広葉樹林面積が35.5万haであることから、過密林は $35.5万ha \times ② / ① \div 4万ha$

論点整理 2

公的関与が必要な森林施業の対象をどう考えるか

〔37府県の状況〕 間伐 37府県 下刈り・除伐等 14県 植栽 20県



間伐(約66%)

下刈・除伐等(約10%)

【主な施業（面積割合）】

- 間伐（約66%）
 - ・混み合った林を間引くことで、林木や下層の植物の成長させ、土砂流出の抑制や水源かん養機能の高い森林に育成する。
- 下刈・除伐等（約10%）
 - ・成長を阻害する他の植物を除去し、造林後の若齢木が健全に成長できる環境を整える。
- 植栽
 - ・伐採後や災害跡地などにおいて、人為的に樹木を植え、森林の公益的機能の速やかな回復を図る。

- 植栽や下刈り・除伐等を公的関与の対象とすべきか(本来は、経済林を育成するための作業)
- 国では、育成複層林へ誘導※するために行う植栽や下刈り・除伐等について対象と考えている。

※荒廃した人工林(針葉樹)を強度間伐し、広葉樹の植栽、自然発生により針広混交林化することで、手入れを不要とするための誘導

<財源のあり方に係る議論のポイント>

【第3回委員意見】

国対象の範囲からはみ出す部分、金額として不足する部分に対して、県独自の財源を充てるという考え方はあるが、不足する理由の説明が必要。

論点1

- 国の対象範囲とならない部分について、県独自の財源を確保すべきか。
 - ・国の森林環境税(仮称)は、「条件不利地」(当検討委員会区分)を想定※
 - ※ 国における検討段階において提示

論点2

- 国の対象範囲(「条件不利地」)であっても、国森林環境税(仮称)だけでは財源が不足する場合、県独自の財源を確保すべきか(不足額の根拠が必要)。